

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の概要

1 計画策定の趣旨と法的根拠

本町は、2005（平成17）年度に「支えあい ともに暮らそう 新たなふるさと大泉」を基本理念とする「第三次大泉町障害者基本計画－おおいずみ共生プラン2005」を策定し、障害のある人もない人も、新たなふるさととしてともに暮らし続ける大泉町の創造をみんなで進めてきました。

その後、2007（平成19）年3月に障害者自立支援法第88条に位置づけられた「第1期 大泉町障害福祉計画」を策定し、以後計画の分析・評価を行いながら、2009（平成21）年3月に第2期、2012（平成24）年3月に第3期、2015（平成27）年3月に第4期計画を定め、ノーマライゼーション社会を実現すべく障害者施策を推進してきました。

本計画は、「おおいずみまち共生プラン2011－第四次大泉町障害者基本計画－」の基本理念を引き継ぎ、2016（平成28）年3月に策定された「第五次大泉町障害者基本計画」の実現に向け、「第4期大泉町障害福祉計画」の分析・評価を基にさらなる基盤整備や就業支援の強化、地域移行の推進を図るために「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（2005（平成17）年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）」第88条に基づき策定するものです。

さらに、2018（平成30）年4月施行の改正児童福祉法第33条の20により障害児福祉計画の策定が規定されたことに伴い、本計画の中で第1期障害児福祉計画として盛り込み、一体化したものととして策定いたします。

2 計画の期間

本計画の計画期間は2018（平成30）年度から2020（平成32）年度の3か年です。

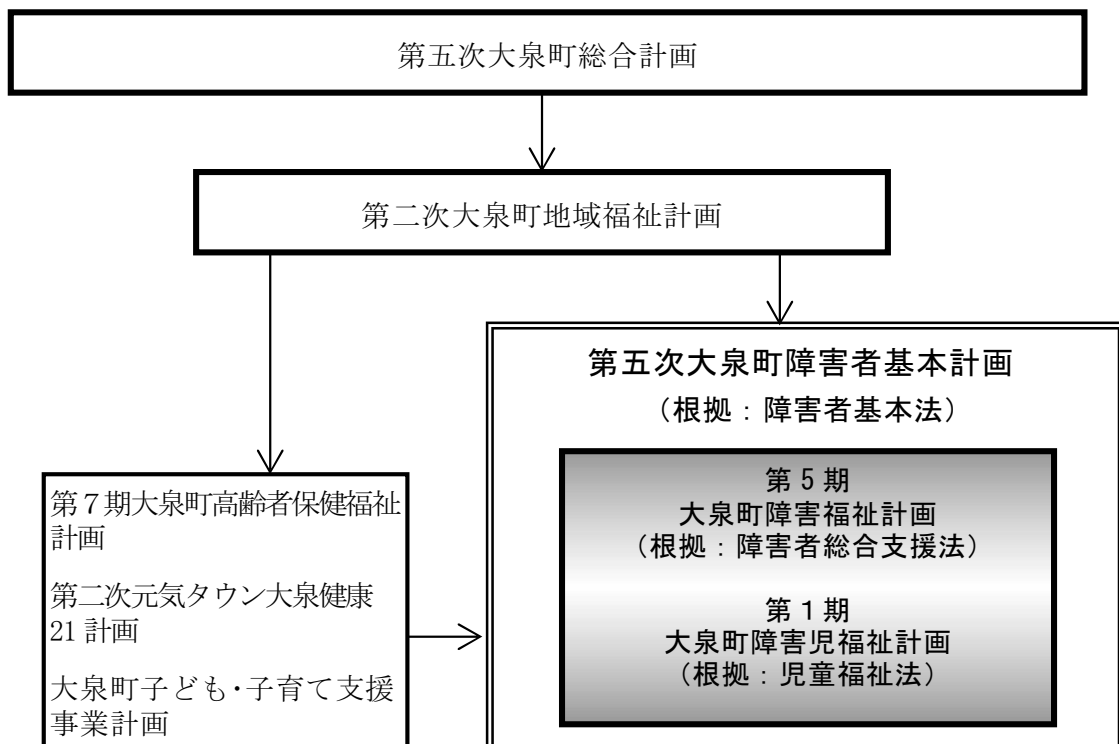
計画の期間

2015(平成27)年度	2016(平成28)年度	2017(平成29)年度	2018(平成30)年度	2019(平成31)年度	2020(平成32)年度
第五次大泉町障害者基本計画 2016(平成28)年度～ 2020(平成32)年度					
第4期 大泉町障害福祉計画			第5期 大泉町障害福祉計画		
			第1期 大泉町障害児福祉計画		

3 計画の位置づけ

本計画は、「障害者基本法」に基づき、「第五次大泉町総合計画」等と整合した計画として策定した「第五次大泉町障害者基本計画」で定めた施策・事業のうち、療育の充実、就労支援の充実、自立を支援するための福祉サービスの「実施計画」として策定します。

上位・関連計画等



第2節 計画策定の背景

1 障害者を取り巻く状況

(1) 障害者数の増加・障害の重度化

本町における障害者数（延べ手帳保持者数）は、2017（平成29）年3月末現在、身体障害者1,201人、知的障害者250人、精神障害者171人、合計1,622人で、2014（平成26）年3月末と比較すると121人増加しています。今後も、高齢化などによる障害者数の増加、障害の重度化が見込まれ、また介護者の高齢化も伴い、これまで以上に障害者施策の充実が求められています。

また、18歳未満の児童についても、療育手帳保持者数が2016（平成28）年度末で82人で、2014（平成26）年度末と比較して10人の増となっており、児童発達支援や放課後等デイサービス等の利用率が増加し、必要とするサービス提供ができる体制の構築が重要となっています。

(2) 障害者の人権尊重

近年の「障害者虐待防止法」の成立、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の制定など、障害者の人権を尊重し、だれもが相互に人格と個性を尊重し支えあう「共生社会」の実現が求められています。その一方で、働く意欲のある障害者が必ずしも働けていないなど、障害者が地域で自立した生活を営むための環境は、まだ十分とはいえない状況です。そのため、障害者が地域で自立して生活し自分らしい生き方ができる社会の実現に向けて、地域での自立した生活を支援することを基本に、利用者が自らの意思により、必要なサービスを利用しながら安心して地域生活を送れ、就労意欲のある人が働ける仕組みづくりが求められます。

(3) ノーマライゼーション理念の浸透

障害の有無にかかわらず、ともに生きる社会を実現するためには、社会を構成するすべての人々が、障害や障害者に対する理解を深め、ノーマライゼーションの理念を社会全体に浸透させることが重要であるが、障害者が地域でいきいきと活動し、安心して地域で暮らせる社会が実現しているとはいえない現状です。

ノーマライゼーションの理念実現に向け、施設入所サービスから日中活動サービス、グループホームなどの居住サービスへの移行を進め、障害者の地域生活への移行を促進することが求められています。

2 法改正への対応

第4期大泉町障害福祉計画が策定された2015（平成27）年3月以降、新たな法律の制定や法改正があり、障害者を取り巻く法律が大きく変化している状況です。これらの法・理念を踏まえ、障害福祉施策を推進してまいります。

（1）「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」の成立

2013（平成25）年6月に成立、2018（平成30）年4月1日施行（2016（平成28）年4月1日に一部施行）。雇用の分野における障害者に対する差別の禁止及び障害者が職場で働くに当たっての支障を改善するための措置（合理的配慮の提供義務）を定めるとともに、障害者の雇用に関する状況に鑑み、精神障害者を法定雇用率の算定基礎に加える等の措置を定めました。

（2）「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の成立

2013（平成25）年6月に成立、2016（平成28）年4月1日施行。障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等が定められました。

（3）「成年後見制度利用促進法」の成立

2016（平成28）年4月に成立、同年5月13日施行。成年後見制度の利用の促進について、その基本理念を定め国の責務等を明らかにし基本方針その他の基本となる事項が定められました。

（4）「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」の成立

2016（平成28）年5月に成立、2018（平成30）年4月1日施行（2016（平成28）年6月3日に一部施行）。障害者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障害者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等を行うこととしました。

・2018（平成30）年4月1日からの改正点

- （1）自立生活援助の創設
- （2）就労支援定着の創設
- （3）高齢障害者の介護サービスの円滑な利用
- （4）障害児のサービス提供体制の計画的な構築
- （5）医療的ケアを要する障害児に対する支援

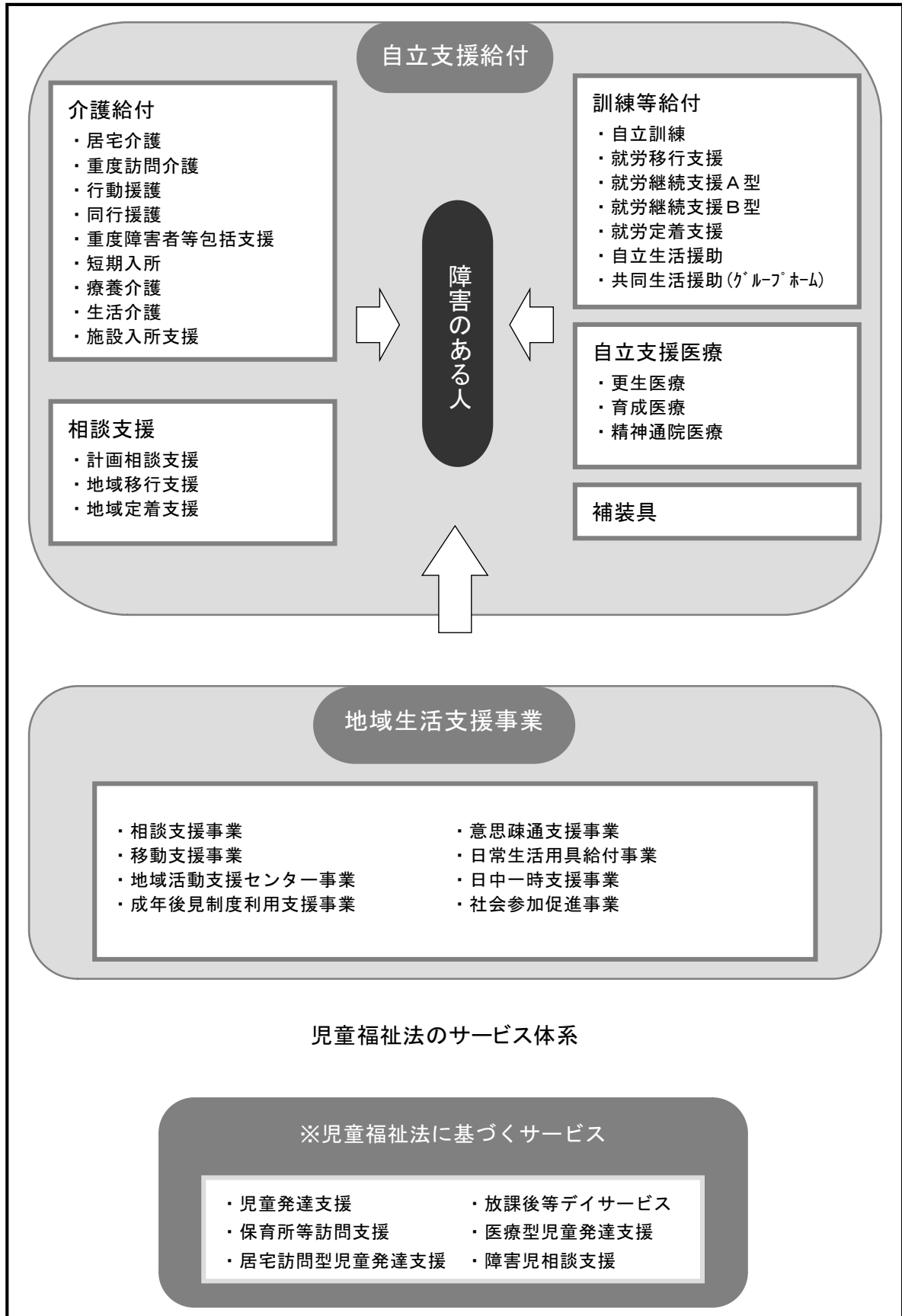
(5) 「発達障害者支援法の一部を改正する法律」の成立

2016（平成28）年6月成立、同年8月1日施行。発達障害者の支援の一層の充実を図るため、目的や定義、就労の支援等の所要の改正を行い、基本理念や情報の共有の促進、司法手続における配慮、発達支援センター等による支援に関する配慮、発達障害者支援地域協議会の新設、さらに国及び地方公共団体、国民の責務が追加されることとなりました。

3 サービスの体系

サービスの体系は以下のとおりです。

障害者総合支援法のサービス体系



第3節 サービスの利用状況

1 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス及び相談支援の利用状況

各サービスの利用状況は以下のとおりです。（各年度10月を基準月としています）

(1) 訪問系サービス

① 居宅介護

	平成26年度		平成27年度		平成28年度	
	実利用 人数	実利用 時間	実利用 人数	実利用 時間	実利用 人数	実利用 時間
身体障害者	8	300.5	8	276	6	254.5
知的障害者	7	133	8	132.5	8	111
精神障害者	5	41	6	39.5	8	69.5

② 重度訪問介護

	平成26年度		平成27年度		平成28年度	
	実利用 人数	実利用 時間	実利用 人数	実利用 時間	実利用 人数	実利用 時間
身体障害者	0	0	0	0	0	0
知的障害者	0	0	0	0	1	704
精神障害者	0	0	0	0	0	0

③ 行動援護

	平成26年度		平成27年度		平成28年度	
	実利用 人数	実利用 時間	実利用 人数	実利用 時間	実利用 人数	実利用 時間
身体障害者	0	0	0	0	0	0
知的障害者	1	26.5	1	29.5	1	30
精神障害者	0	0	0	0	0	0

④ 同行援護

	平成26年度		平成27年度		平成28年度	
	実利用 人数	実利用 時間	実利用 人数	実利用 時間	実利用 人数	実利用 時間
身体障害者	0	0	0	0	0	0
知的障害者	0	0	0	0	0	0
精神障害者	0	0	0	0	0	0

⑤ 重度障害者等包括支援

	平成 26 年度		平成 27 年度		平成 28 年度	
	実利用 人数	実利用 時間	実利用 人数	実利用 時間	実利用 人数	実利用 時間
身体障害者	0	0	0	0	0	0
知的障害者	0	0	0	0	0	0
精神障害者	0	0	0	0	0	0

(2) 日中活動系サービス

① 生活介護

	平成 26 年度		平成 27 年度		平成 28 年度	
	実利用 人数	実利用 日数	実利用 人数	実利用 日数	実利用 人数	実利用 日数
身体障害者	18	357	19	351	23	382
知的障害者	35	749	37	782	38	749
精神障害者	1	5	4	20	3	43

② 自立訓練(機能訓練)

	平成 26 年度		平成 27 年度		平成 28 年度	
	実利用 人数	実利用 日数	実利用 人数	実利用 日数	実利用 人数	実利用 日数
身体障害者	2	12	1	7	0	0
知的障害者	0	0	0	0	0	0
精神障害者	0	0	0	0	0	0

③ 自立訓練(生活訓練)

	平成 26 年度		平成 27 年度		平成 28 年度	
	実利用 人数	実利用 日数	実利用 人数	実利用 日数	実利用 人数	実利用 日数
身体障害者	0	0	0	0	0	0
知的障害者	0	0	1	31	0	0
精神障害者	0	0	1	31	2	38

※宿泊型自立訓練含む。

④ 就労移行支援

	平成 26 年度		平成 27 年度		平成 28 年度	
	実利用 人数	実利用 日数	実利用 人数	実利用 日数	実利用 人数	実利用 日数
身体障害者	0	0	0	0	0	0
知的障害者	3	67	3	67	4	82
精神障害者	2	45	1	21	4	45

⑤ 就労継続支援A型(雇用型)

	平成 26 年度		平成 27 年度		平成 28 年度	
	実利用 人数	実利用 日数	実利用 人数	実利用 日数	実利用 人数	実利用 日数
身体障害者	0	0	0	0	1	20
知的障害者	1	22	1	22	1	20
精神障害者	0	0	2	41	0	0

⑥ 就労継続支援B型(非雇用型)

	平成 26 年度		平成 27 年度		平成 28 年度	
	実利用 人数	実利用 日数	実利用 人数	実利用 日数	実利用 人数	実利用 日数
身体障害者	4	70	4	68	4	63
知的障害者	10	199	13	253	17	329
精神障害者	11	180	15	230	8	146

⑦ 療養介護

	平成 26 年度		平成 27 年度		平成 28 年度	
	実利用 人数	実利用 日数	実利用 人数	実利用 日数	実利用 人数	実利用 日数
身体障害者	0	0	3	91	3	79
知的障害者	2	62	2	62	2	62
精神障害者	0	0	0	0	0	0

⑧ 短期入所

	平成 26 年度		平成 27 年度		平成 28 年度	
	実利用 人数	実利用 日数	実利用 人数	実利用 日数	実利用 人数	実利用 日数
身体障害者	1	2	2	7	0	0
知的障害者	3	21	2	16	2	16
精神障害者	0	0	0	0	1	6

(3) 居住系サービス

① 共同生活援助(グループホーム)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
	実利用人数	実利用人数	実利用人数
身体障害者	0	0	0
知的障害者	14	14	15
精神障害者	5	7	8

② 施設入所支援

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
	実利用人数	実利用人数	実利用人数
身体障害者	10	10	12
知的障害者	25	24	26
精神障害者	0	0	0

(4) 相談支援

事業名	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
	実利用人数	実利用人数	実利用人数
計画相談支援	25	21	33
地域移行支援	0	1	0
地域定着支援	0	0	0

2 障害児支援サービスの利用状況

事業名	単位	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
児童発達支援	人日	104.5	116	171.4
放課後等デイサービス	人日	31.8	58	311.8
保育所等訪問支援	人日	0	0	0
障害児相談支援	人	0.9	1.3	2.5

※単位は年間を通じての月平均値

※「人」＝「月間の利用人員」

※「人日」＝「月間の利用人員」×「1人1月当たりの平均利用日数」

3 その他のサービスの利用状況

その他のサービスのうち、地域生活支援事業の利用状況は以下のとおりです。

サービスごとの利用状況

事業名		単位	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
相談支援事業		利用者数	55	47	50
		延利用件数	394	339	533
意思疎通支援事業	手話通訳者派遣事業	延利用者数	32	24	30
	要約筆記者派遣事業	延利用者数	0	0	0
日常生活用具給付等事業	介護・訓練支援用具	件数	3	1	6
	自立生活支援用具	件数	4	2	4
	在宅療養等支援用具	件数	4	1	3
	情報・意思疎通支援用具	件数	1	7	3
	排泄管理支援用具	件数	553	579	609
	居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	件数	0	0	0
移動支援事業		利用者数	10	10	7
		延利用時間	537.5	276.5	256.7
地域活動支援センター事業		実施箇所数	1	1	1
		利用者数	12	11	10
日中一時支援事業		利用者数	3	3	2
		延利用日数	37	34	83
生活サポート事業		利用者数	0	0	0
社会参加促進事業	自動車運転免許取得助成	利用者数	1	1	0
	自動車改造助成	利用者数	0	1	1
成年後見制度利用支援事業		利用者数	0	0	0

※地域活動支援センターの利用者数は各年度 10 月の実利用者数